

「日系定住外国人施策に関する行動計画」 実施状況

H26.4

日系定住外国人施策に関する行動計画 (H23. 3. 31 日系定住外国人施策推進会議)	実施状況
(1) 日本語で生活するために必要な施策	
① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等	
<p>a 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに、課題を整理するための情報交換を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関・団体や関係府省からなる日本語教育推進会議の第1回を平成24年1月23日、第2回を平成24年3月12日、第3回を平成24年9月21日、第4回を平成25年9月25日に開催し、日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。【文部科学省】
<p>b 我が国に居住する外国人にとって、日本語能力等が十分でないこと等から、外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し、外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう、引き続き、日本語教室の設置運営、日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施している。自治体やNPO等に対して、「標準的なカリキュラム案」等を活用した、日本語教室の実施、人材の養成及び教材の作成を支援するとともに、地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組など、日本語教育に関する地域における連携体制を構築・強化する取組等を支援している。(平成26年度採択件数:67件) また、各地における日本語教育の中核的な人材となる地域日本語教育コーディネーターの研修や、日本語教育の総合的な推進体制について実践的な調査研究を実施している。【文部科学省】
<p>c 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し、横断的に利用できるシステムを検討するとともに、平成22年に文化審議会国語分科会におい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、

<p>て取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い、インターネットを通じて提供する。(文部科学省)</p>	<p>現在、インターネットを通じて提供している。</p> <p>また、日本語教育に関する各種コンテンツをインターネットを通じて検索・利用できるシステムを、日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS」として平成25年度から公開している。【文部科学省】</p>
<p>d 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案及び教材例について、日本語教育機関・団体に周知を行う。また、国語分科会日本語教育小委員会において、標準的なカリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を取りまとめたカリキュラム案等の5点セットを完成させた。また、その内容を分かりやすく解説したハンドブックを作成し、日本語教育機関・団体に周知・広報を行い、活用の促進を図っている。【文部科学省】
<p>e 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、カリキュラム等の分析を行い、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し、日本語教員等の養成・研修の在り方について検討し、平成23年度末に取りまとめ、ホームページで周知している。【文部科学省】
<p>② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進</p>	
<p>a 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。【文部科学省】
<p>b 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館におい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」(生活ガイド)及び「日本での生活手引き」(リーフレット)を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備しており、今後も引き続き情報提供に努め

<p>て引き続き配布する。(外務省)</p>	<p>る。【外務省】</p>
<p>c ①や②bの施策の進捗状況を踏まえつつ、各種 手続の機会を捉え、日本語習得状況について確認 し、必要に応じ日本語教育を受けることを促すな ど、日本語習得の促進を図るための方策について 引き続き検討する。(内閣府、各省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、生活者向け情報に「日本語学習の必要性」を掲載したほか、各自治体における取り組み事例をまとめて紹介することを通して日本語習得の促進を図る取組を各省庁と連携して進めている。【内閣府、各省庁】
<p>(2)子どもを大切に育てていくために必要な施策</p>	
<p>① 子どもの教育に対する支援</p>	
<p>a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに、学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSLカリキュラムの活用法の普及のため、平成19年度～平成20年度において、「JSLカリキュラム実践支援事業」を行い、実践事例の集積を行うとともに、平成21年3月に「JSLカリキュラム実践支援事業事例集」をとりまとめた。 ・ 「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、JSLカリキュラムの活用方法等も含む、日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発(平成22年度～平成24年度)を行い、これらを平成25年度中に配布した。また、日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインとして「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組(平成22年度)を行った。 <p>【文部科学省】</p>
<p>b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や、日本語能力が不十分な親への支援、日本の教育制度等の情報提供を行う要員(就学促進員)を配置することができるよう、国が費用の1/3を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。(文部科</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度は、帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援す

<p>学省)</p>	<p>る「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」(予算:91百万円)を措置。平成26年度予算では、99百万円を措置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い、平成26年度予算においては、児童生徒支援加配8,212人の内数を盛り込んでいる。 <p>【文部科学省】</p>
<p>c 学習指導要領等における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項について教育委員会や学校への周知・徹底を引き続き図る。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領における外国人児童生徒に対する指導上の配慮事項については、都道府県教育委員会の指導主事等が参加する文部科学省主催会議において周知済み。【文部科学省】
<p>d 日本語指導について、各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組(平成22年度)を行った【文部科学省】
<p>f 学齢を超過した者の受入れや、教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど、外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学齢超過者の受入れ状況について調査し、自治体における受入れに対する取組を把握。 下学年への受入れについては、平成21年3月27日付け「定住外国人の子どもに対する緊急支援について(通知)」により、各都道府県等に周知済み。 <p>【文部科学省】</p>
<p>g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに、その配置の改善について検討を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い、平成26年度予算においては、児童生徒支援加配8,212人の内数を盛り込んでいる。《再掲》【文部科学省】
<p>h 外国人児童生徒受入校の教員、教育委員会の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導者等に対する研修について

<p>外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として、外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。(文部科学省)</p>	<p>は、独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成25年度については、6月11日～6月14日に実施。)【文部科学省】</p>
<p>i 中央教育審議会における、教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で、日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央教育審議会において「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)」を平成24年8月にとりまとめ。 <ul style="list-style-type: none"> いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応、特別支援教育の充実、外国人児童生徒への対応、ICTの活用の要請をはじめ、複雑かつ多様な課題に対応することができる教員の養成を提言。 <p>【文部科学省】</p>
<p>j 小中学校における就業体験等を引き続き推進するとともに、学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の推進を図るため、さまざまな課題の対応策について調査研究し、成果の普及を図る。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員等を対象としたキャリア教育実践のための指導用資料(キャリア教育の手引き)を各学校段階別に作成・配布するとともに、研修用動画を文科省 HP 上で配信した。(小学校:平成22年1月、中学校:平成22年3月、高等学校:平成23年11月、動画:平成24年1月) ・ 全国各地で高校の教員にキャリア教育の意義や重要性について理解を深めてもらうための「キャリア教育推進アシストキャラバン」を平成24年度から開始しており、平成26年度も実施予定。 ・ 社会全体でキャリア教育を推進する機運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の合同で、「キャリア教育推進連携シンポジウム」を昨年度に引き続き平成26年2月に開催した。(平成26年度は平成27年1月に開

	<p>催予定)</p> <p>【文部科学省】</p>
<p>k 高等学校への進学を希望する生徒の受入れについての環境整備を支援するため、受入れ体制が整備されている高等学校の事例の把握やその情報提供に努める。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の帰国・外国人児童生徒教育担当指導主事連絡協議会において、高等学校への受入れ及び高等学校の取組の事例発表とともに、テーマ別グループ協議を実施。引き続き高等学校及び都道府県の取組を把握し、情報提供に努める。 <p>【文部科学省】</p>
<p>l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように、平成23年度から、同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する、日本語能力試験N2以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中学卒業程度認定試験については、平成22年7月から専門家による会議を開催し、振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け、平成23年8月に省令改正し、同年11月の試験から対応。【文部科学省】
<p>m 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新等の際に、文部科学省において作成している就学に関するリーフレットを配布すること等によりその就学を促進する。(法務省、文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年2月に、法務省地方入国管理局および同支局において、就学に関するリーフレット(就学ガイド)の配布を行うことを、法務省へ依頼。【文部科学省】 日系定住外国人の子どもたちが教育を受ける機会を確保するため、在留期間更新許可等の処分時に満6歳から満15歳の学齢にあるものに対し、文部科学省が作成している就学に関するリーフレットを平成23年3月から配布している。【法務省】
<p>② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援、ブラジル本国政府などへの要請等</p>	
<p>a 平成21年度に作成した「準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル」(日本語版とポルトガル語版)の周知を引き続き図る。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の外国人教育に関する委託調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル(日本語版とポルトガル語版)を引き続き周知しており、平成23年度の調査においても、ブラジル人学校等に各種学校化への意向について確認を行った。また、外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立の認可等に関する調査委員会を平成23年9月に設置し、各種学校の設置認可・準学校法

	<p>人の設立認可等に関する実態と課題等に係る調査を実施し、平成24年3月29日に「外国人学校の各種学校設置・準学校法人設立認可の促進について(依頼)」を発売した。さらに、「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)において、立地競争力の更なる強化のため優先的に取り組むべき規制・制度改革項目等の例として、「いわゆるインターナショナルスクールについて、外国人が就労するに当たって重要視する要素の一つである子どもの教育環境の充実の観点から、校地・校舎の所有要件の緩和など、国内での設置を困難にしているルールの見直しを強力に推進する。」旨が明記されたことを受け、平成25年11月8日に「日本再興戦略」を踏まえた外国人学校に係る各種学校設置・準学校法人設立の促進について(依頼)」を発売した。【文部科学省】</p>
<p>b 今後開催される予定の日伯領事当局間協議や、ブラジル教育省との会議等の機会を捉え、日本に在住するブラジル人の子どもへの支援(教科書の無料送付等)をブラジル政府に要請する。 (外務省、文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年10月17日に第5回日ブラジル領事当局間協議をブラジルにおいて開催し、ブラジル政府による在日ブラジル人学校に対する教科書の無償配布など、ブラジル政府が積極的に在外自国民を支援するよう改めて要請した。【外務省・文部科学省】 ・ 平成24年10月17日に第6回日伯教育協議を日本において開催し、ブラジル教育省との間で、日本に定住する日系ブラジル人の子どもの教育の現状と課題等について、ブラジル国内の教育事情と合わせて、情報交換及び意見交換を行った。【文部科学省】
<p>c 日本にあるブラジル人学校等の教員にブラジルの正規の教員資格を与えるため、ブラジル政府が同国の大学と日本の大学の連携の下で実施する「在日ブラジル人教育者向け遠隔教育コース」に対</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は平成25年度をもって終了。 【外務省】

し、国際協力関係機関の施設を引き続き無償提供し支援する。(外務省)	
d 日本語教育の機会の充実を図るため、定住外国人の子どもの就学支援事業(「虹の架け橋教室」事業)について、平成23年度も引き続き実施する。また、事業の評価や検証を行うとともに、子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め、より効果的・効率的な事業として、平成24年度以降の継続について検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 国際移住機関(IOM)に37億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度より実施している。平成25年度においては、21教室において事業を実施し、平成24年度までに約2,600人が公立学校等へ就学した。【文部科学省】
(3) 安定して働くために必要な施策	
① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育、職業訓練等	
a 外国人求職者のニーズに対応し、日系定住外国人が集住する地域において、安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。(実績:平成21年度受講者数 6,298人(全国63地域 346コース)、平成22年度受講者数 6,288人(全国97地域 459コース)、平成23年度受講者数 4,231人(全国75地域 290コース)、平成24年度受講者数 3,576人(全国72地域 227コース)、平成25年度計画数 2,800人(全国71地域 190コース)、平成26年度も平成25年度と同規模で実施予定。 また、平成26年度は、定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練について、茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府の7県で実施予定としている。(平成25年度実施地域:茨城県、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府の8県) <p>【厚生労働省】</p>

<p>b 日系定住外国人が集住する地域において、訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に、その日本語能力等に配慮した職業訓練を、地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年9月に「関係機関の連携による定住外国人に対する就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し、日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて、関係機関に取組の依頼を行った。 ・ 平成25年度より、外国人の特性に配慮した職業訓練機会の提供や、職業相談から訓練、職業紹介、定着支援までの一貫した就労支援の取組を進め安定就労につなげるために、労働局・ハローワークに就職支援コーディネーターを設置。関係機関との連携強化のため連絡会議を開催。(平成26年度実施地域:群馬、埼玉、千葉、神奈川、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀の10県) ・ 平成20年度より、都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを設置し、委託訓練先の開拓、ハローワークとの連携調整、受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。(平成25年度実施地域:茨城県、静岡県、滋賀県の3県)
--	---

<p>② 多言語での就職相談</p>	
<p>a 日系定住外国人が集住する地域を管轄するハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営による、多言語での就職相談を、平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として、平成23年度においても実施する。(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用情勢の悪化を受けて、集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(平成20年4月)から116か所(平成26年4月)に増。 ◇ 地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を5か所開設(平成26年4月)。 ◇ ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、2か所

	<p>(浜松、豊橋)で開設。(平成26年4月)</p> <p>【厚生労働省】</p>
<p>③ 事業主に対する指導・相談補助、産業界との意見交換等</p>	
<p>a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。 日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。 <p>【厚生労働省】</p>
<p>b 引き続き日系定住外国人に係る諸問題について、産業界との意見交換を実施する。(経済産業省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日系定住外国人に係る諸問題について、産業界に対する普及・啓発を実施しており、引き続き産業界との意見交換を実施する予定。【経済産業省】
<p>c 日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得ながら、産業界に対し適切な指導を実施する。(経済産業省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月に日系定住外国人を含む外国人労働者に関する諸問題について、関係省庁の協力を得て、関係団体に対する普及・啓発を実施した。【経済産業省】
<p>d 日系定住外国人を雇用するものの責任として、企業や経済団体が日系定住外国人支援に一定の役割を果たすことについて、関係省庁における実務者等の会合を通じ、どのような方策が可能かについて引き続き検討する。(内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁の協力の下で、外国人を雇用する企業関係者等の意識啓発に資するセミナーを開催。【内閣府】
<p>④ 就労の適正化ための取組</p>	

<p>a 雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出等に基づいて、ハローワークの職員等が事業所を訪問する等により、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づく雇用管理改善指導を行うとともに、より専門的な相談援助が必要と認められる事業所へは、外国人雇用管理アドバイザーによる相談援助を引き続き行う。(再掲)(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化した。また、各労働局において外国人雇用管理セミナーの開催や外国人雇用管理アドバイザーの個別指導による事業主に対する相談援助を実施している。《再掲》 ・ 日系人が集住する地域において、事業所に対する訪問指導を行う人員を配置して、外国人労働者に対する雇用管理改善の指導を実施している。《再掲》 <p>【厚生労働省】</p>
--	---

(4) 社会の中で困ったときのために必要な施策

① 情報の多言語化、日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供

<p>a 内閣府の「定住外国人施策ポータルサイト」において、実際に相談活動や支援活動を行っているNPO等のニーズを踏まえ、国の統一的な制度等について、引き続き、多言語での情報提供を行うとともに、日系定住外国人の支援を行うNPO等の活動に資する情報についても充実を図る。(内閣府)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、国の統一的な制度等に関する情報提供を随時実施。【内閣府】
<p>b 日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県・市町村教育委員会、在外公館等に配布しているほか、文部科学省ホームページにも掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。また、就学ガイドブックの概要版となる就学ガイドも同じく7言語で作成(平成19年度)。いずれも、各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。なお、平成23年度より、就学ガイドを法務省地方入国管理局の窓口においても配布。【文部科学省】

c 国民年金制度の勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、日本年金機構のホームページに掲載するほか、全国の年金事務所において配布し、加入勧奨を図っているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)

- ・ 厚生労働省も協力して、(財)自治体国際化協会のホームページに、労働・社会保険制度の概要等の情報を、12か国語で掲載している。
- ・ 国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。(平成19年度)
- ・ 国民年金制度の勧奨リーフレット(8か国語版)を日本年金機構のホームページに掲載している。また、全国の年金事務所においても、加入勧奨を図っているところである。
- ・ 日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めた。
- ・ 平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティーネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット(ポルトガル語・スペイン語)を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施した。
- ・ 厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語による相談が可能なハローワーク窓口の一覧をまとめたページを開設している。
- ・ 雇用情勢の悪化を受けて、集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を講じている。
 - ◇ スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(平成20年4月)から116か所(平成26年4月)に増。
 - ◇ 地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を5か所開設(平成26年4月)。
 - ◇ ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、2か所(浜

	<p>松、豊橋)で開設。(平成26年4月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度より委託実施している日系人就業準備研修について、平成26年度もポルトガル語・スペイン語による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行う予定。 <p>【厚生労働省】</p>
<p>d 妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットのポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、厚生労働省のホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健康診査の受診勧奨リーフレットについて、平成20年度から外国語版(13カ国語)を作成し、厚生労働省のホームページに掲載している。【厚生労働省】
<p>e 各都道府県警察において、外国語による運転免許学科試験及び講習予備検査の実施に関する取組を推進する。(警察庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年から平成22年にかけて、英語・中国語・ポルトガル語による運転免許学科試験の問題例を各都道府県警察に配布した結果、平成26年3月1日現在、全都道府県において英語による学科試験が実施されており、また、23道府県において中国語、16府県においてポルトガル語による学科試験が実施されている。【警察庁】
<p>f 平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において、入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ(日本語学習、医療・保険、教育など)について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに、訪日予定の外国人に対して、査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。(再掲)(外務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」(生活ガイド)及び「日本での生活手引き」(リーフレット)を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに、在外公館の領事窓口に配備し活用しており、今後も引き続き情報提供に努める。《再掲》【外務省】
<p>g 日本語学習の必要性、日本語学習や日常生活に関する情報、入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、全都道府県(教育委員会を含む。)等に配布しているほか、文化庁ホームページに掲載しているところであり、今後も引き続き情報提供に努める。(再掲)(文部科学省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習の必要性、日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版、スペイン語版等を作成し、希望に応じ、配布を行っているほか、文化庁ホームページで公開している。《再掲》【文部科学省】

<p>h 国税庁において、外国人のための所得税申告の手引き等の英語版を引き続き作成するほか、日系定住外国人からのニーズが多い一部の国税局においては、ポルトガル語版・スペイン語版も引き続き作成し、外国人納税者へ申告書を発送する際に同封又は税務署窓口において交付するほか、当該国税局のホームページにも掲載する。(国税庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税庁において、外国人のための所得税申告等の手引き等の英語版を作成し、納税者に提供。 ・ 一部の国税局において、外国人のための確定申告の手引き等のポルトガル語版・スペイン語版を作成し、納税者に提供。 <p>【国税庁】</p>
--	---

② 公的賃貸住宅の活用

<p>a 公営住宅等に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、引き続き取組を推進する。(国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅における外国人の入居戸数 51,208 戸 (平成 23 年度末) ・ 公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数 3,922 戸 うち外国人入居は 1,198 戸 (累計値:平成 25 年 7 月 31 日現在) <p>【国土交通省】</p>
<p>b 離職退去者の居住安定確保に向け、若年単身者等本来の入居対象者以外の者に利用させる場合の手続きの簡素化を通じ、地方自治体が供給する公営住宅等の空き家の活用を引き続き図る。(国土交通省)</p>	

③ 民間賃貸住宅への入居支援

<p>a 外国人を対象とした民間賃貸住宅への入居円滑化に関するガイドラインや部屋探しに関するガイドブックについて、国土交通省ホームページでの公表等を通じ、一層の普及促進を図る。(国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。 <p>【国土交通省】</p>
<p>b 地方自治体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会の活動に対する支援や家賃債務保証の実施により、外国人世帯の民間賃貸住宅への入居を円滑化し、居住の安定を確保する。(国土交通省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、41 協議会が設立済(H26.3.31 時点)(北海道、岩手県、福島県、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都江東区、東京都豊島区、板橋区、神奈川県、新潟県、富山県、岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県、滋賀県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

	<ul style="list-style-type: none"> 外国人を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する居住支援協議会の活動費用に対して、国は財政上の支援を行っているところ。(平成 26 年度予算) 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。平成 25 年度引受件数:7 件(過去累計件数:36 件)(平成 26 年 3 月末) <p>【国土交通省】</p>
<p>④ 防災対策</p>	
<p>a 消防庁ホームページの外国人向け災害対応に関する普及啓発サイトのコンテンツの充実(多言語化、関連団体ホームページとのリンクの強化等)等各種広報媒体による周知の在り方を検討する。(総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本中どこでも発生しうる、風水害、地震に関して外国人向けに分かりやすく説明した消防庁ホームページ上のコンテンツ(英語)について、平成 23 年度に多言語化(ポルトガル語、中国語、韓国語)を図った。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、現在東日本大震災に関する情報(リンク集)及び外国語による電話相談一覧を、日・英・葡・西語版として掲載。【内閣府】 8月に外国人集住都市会議との共催で、「多文化共生社会における防災のあり方～情報弱者にならないために～」をテーマとした公開セミナーを実施。【内閣府】
<p>b 地方自治体に対し、日系定住外国人向けの防災対策の推進に関する必要な助言を検討する。(総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成 21 年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。また、平成 24 年 2 月より外国人住民を含めた災害時の多言語情報提供等の対応に

	<p>ついて検討する「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、同年12月に報告書を取りまとめ地方公共団体等へ周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に外国人に対する避難支援に関する事例等を掲載した「災害時要援護者の避難対策事例集」(平成22年3月策定)を配布して地方自治体に対して情報提供した。 例年、出水期前に発出している防災課長通知「風水害対策の強化について」の中で、地方自治体に対して、風水害の危険性など防災知識の普及啓発の実施に当たっては、外国人にも配慮した内容になるように要請した。 <p>【総務省】</p>
<p>⑤ 防犯対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることや外国人集住コミュニティが犯罪組織等に悪用されることを防止するため、防犯等に関する多言語版資料の配布や関係機関と連携しつつ、防犯教室及び非行防止教室を開催するなど、防犯対策の充実を図っている。加えて日系定住外国人を中心に結成された自主防犯団体に対する防犯パトロール用品の無償貸与等活動支援を実施している。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進したほか、中国語・ポルトガル語による日本の交通ルール周知に向けた交通安全教育用映像資料を作成して警察庁ホームページに掲出するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育等を実施している。【警察庁】
<p>a 各都道府県警察において、日系定住外国人に対して、犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催し、その際に防犯相談ハンドブック等を配布するなど、関係機関等と連携しつつ、防犯対策等の充実を引き続き図る。(警察庁)</p>	
<p>b 日系定住外国人を中心に結成され、通学路における子どもの保護・誘導等の活動を行っている自主防犯団体に対し、活動のための物品の無償貸付を行うとともに、各都道府県警察において、同団体等に対する地域安全情報の提供、合同パトロールの実施等の支援を引き続き行う。(警察庁)</p>	
<p>⑥ 交通安全教育</p>	
<p>a 各都道府県警察において、引き続き、日系定住外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を開催するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図る。(警察庁)</p>	

⑦ 外国語で相談できる体制の整備、人材やNPOの育成の推進

<p>a 移住者・日系人支援の一環として実施している日系定住外国人を対象とした電話等による生活相談業務を継続する。(外務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成5年度から JICA において「日系人本邦就労者生活相談業務」を実施している。平成 24 年度は4月から3月までの電話、メール、手紙等による相談件数は計 2,499 件、主な相談内容は①生活相談・情報(46.30%)②保険・年金・税金(13.73%)③労働問題(11.88%)である。また、同期間の相談者数実績は 1,638 人(男性 778 人、女性 860 人)、相談者を国別で見ると①ブラジル(46.70%)②ペルー(24.54%)③日本(20.76%)となっている。【外務省】
<p>b 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し、生活を支援するためには、行政機関だけでなく日系定住外国人を支援するNPO等の「新しい公共」の担い手とも協働して取り組むことが重要であり、NPO等に対する情報提供等を通じ、NPO等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る。(内閣府、各省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO 等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載。【内閣府】
<p>c 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備する。(内閣府、各省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体や NPO が日系定住外国人施策を行うに当たって参考とできるよう、多文化共生推進協議会や外国人集住都市会議の協力を得て、地方自治体における日本語教育、子どもの教育、就労、情報提供等先進事例をまとめ、定住外国人施策ポータルサイトに掲載【内閣府】 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO 等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載《再掲》。【内閣府】
<p>d 法務省の「外国人在留総合インフォメーションセンター」及び「外国人総合支援ワンストップセンター」の運営、厚生労働省のハローワークにおける通訳・相談員の配置、市町村とも連携したワンストップサービスコーナーの運営及び日系定住外国人専門の相談・援助センターの運営等により、外国語</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各地方入国管理局・同支局において、「外国人在留総合インフォメーションセンター」の設置ないしは相談員を配置し、継続して運営している。 「外国人総合支援ワンストップセンター」については、平成21年4月1日、静岡県浜

<p>で相談できる体制を引き続き整備する。(一部再掲)(法務省、厚生労働省、各省庁)</p>	<p>松市に開設、同年8月3日、埼玉県さいたま市に開設、同年11月16日、東京都新宿区に開設し、継続して運営している。 【法務省】</p>
<p>e 日系定住外国人に対する医療を支援するため、新成長戦略に基づき実施した医療言語人材の育成のノウハウの活用について、検討する。(経済産業省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な通訳能力と医療の知識を有し、医療の国際化の取り組みにおいて不可欠な国際医療通訳の育成を目的とした事業を東京外国語大学に委託し、中国語、ロシア語、英語の3カ国語での講座設置、医療機関での通訳実習を行った。(平成23年1月末に事業終了)引き続き民間の自主事業として同取り組みを継続していく予定。 【経済産業省】
<p>⑧ 社会保険、国民健康保険の加入促進等</p>	
<p>a 外国人を雇用する事業所に対する社会保険への加入促進のための指導を引き続き行うとともに、外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度の加入を促すリーフレットを法務省の地方入国管理官署で引き続き配布し、社会保険の適用を促進する。(厚生労働省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うこととしており、日本年金機構の「厚生年金保険等の適用促進に係る平成25年度行動計画」において、適用事業所に対する事業所調査の実施にあたっては、外国人就労者等に対し重点的に推進しているところである。 ・ 外国人の在留資格の変更、在留期間更新等の際に社会保険制度未加入が判明した外国人について、社会保険制度への加入が円滑に進むよう、社会保険制度加入を促すリーフレットを、法務省の地方入国管理官署で引き続き配布するよう協力を依頼している。(平成21年11月24日 事務連絡)。 【厚生労働省】 <p>・ 平成26年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出</p>

	<p>や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び認定(職権)適用の取組を徹底しているところである。 【厚生労働省】</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び認定(職権)適用の取組を徹底しているところである。 【厚生労働省】
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。 また、適用調査対象事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、労働者派遣事業の許可・届出及び許可の有効期間更新並びに指導監督時に、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合は、日本年金機構と連携して、派遣労働者の適正な加入に向けた指導を実施しているところである。 【厚生労働省】
(5)その他	
① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進	
<p>a 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。(総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5～7月に、地域国際化連絡会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の6つに分けて開催し、施策の普及を図った。【総務省】

<p>b 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。(総務省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。平成22年度には、地方公共団体における先進事例の背景事情、経緯、工夫、今後の課題等について各団体担当者とは有識者との意見交換会を開催。【総務省】
---	---

② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等

<p>a 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により、集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やNPO、企業等の活動実績の紹介等を通じ、地方自治体、NPO、企業等による取組を奨励し、日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに、日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。(一部再掲)(内閣府、各省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定住外国人施策ポータルサイトにおいて、NPO等の活動を紹介した「日系定住外国人支援団体における取組について」を掲載。《再掲》【内閣府】 「日系定住外国人に関する特別世論調査」を実施した。その結果、日系定住外国人を地域社会の一員として受け入れていきたいと考えているか、という質問について、「受け入れたい」が30.0%、「どちらかと言えば受け入れたい」が50.9%という回答を得た。【内閣府】
--	---

③ 在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携の強化

<p>a ブラジル人、ペルー人を中心とする日系定住外国人の支援を進めるに当たり、在日ブラジル大使館、ペルー大使館等との連携は重要であり、これら大使館等との情報交換等により、連携の強化に努める。(内閣府、各省庁)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブラジル大使館、ペルー大使館をそれぞれ訪問し、「行動計画」について説明を行ったほか、ポータルサイト掲載情報の周知等についての協力を要請。【内閣府】
---	---